

# 一般社団法人九州観光推進機構 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人九州観光推進機構と称する。英文名称をKyushu Tourism Promotion Organizationとする。

(目的)

第2条 当法人は、九州における魅力ある観光地づくりと国内・海外観光客等の九州への誘客を推進し、観光産業の振興と九州経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を行う。

1. 九州観光戦略の推進
2. 地域観光事業の支援
3. 観光関係団体との連携
4. 観光事業に係る調査研究
5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として、総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(資格)

第6条 当法人は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、企業及び団体とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）

第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

3 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入会した法人、団体又は個人とする。なお、賛助会員は総会での議決権を持たない。

(会員の資格の取得)

第7条 当法人の成立後、正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第8条 正会員又は賛助会員は、総会で定める額の会費又は負担金を支払わなければならない。本条の会費又は負担金は、正会員については一般法人法第27条に規定する経費とする。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(会員名簿)

第9条 当法人は、正会員の名称及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の正会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は正会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第10条 正会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- ① 当該正会員からの退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
- ② 当該正会員が解散したとき。
- ③ 正会員全員の同意
- ④ 除名

2 正会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

## 第3章 総会

(種別及び構成)

第11条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(招集)

第 12 条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれを招集する。

3 総会を招集するには、開催日より 1 週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 13 条 総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 正会員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ④ 定款の変更
- ⑤ 解散及び残余財産の処分
- ⑥ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれに当たるものとする。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 17 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- ① 正会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定める事項

(総会の決議の省略)

第 18 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちから総会において選出された議事録署名人 1 名が、記名押印する。

## 第 4 章 役員

(役員)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3 名以上 30 名以内
- ② 監事 2 名以内

(理事の資格)

第 22 条 当法人の理事は、当法人の正会員たる法人又は団体に所属する者の中から選任する。ただし、必要があるときは、上記に該当しない者の中から選任することができる。

2 当法人の各理事につき、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3 分の 1 を超えてはならない。

(理事及び監事の選任方法)

第 23 条 当法人の理事及び監事の選任は、総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第 24 条 当法人に会長 1 名、副会長 2 名、専務理事 1 名を置き、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって理事の中から選定する。

2 会長は、一般法人法上の代表理事とする。

3 会長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたと

きはその職務を行う。

5 専務理事は、一般法人法第9 1 条第1 項第2 号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第2 1 条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了若しくは辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3 分の2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事には、報酬及び退職金は支払わないものとする。

2 前項に規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、総会の決議を経て、別に定めることができる。

## 第5章 理事会

(招集)

第 30 条 理事会は、会長がこれを招集し、開催日の1 週間前までに各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮すること

ができる。

2 会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第 31 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれに当たるものとする。

(理事会の決議)

第 34 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 36 条 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4 か月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故又は支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、1 0 年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事の名簿

(剰余金の不配当)

第 41 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第 7 章 解散及び清算

(解散の事由)

第 42 条 当法人は、総会の決議その他、一般法人法第 1 4 8 条で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第 8 章 運営協議会

(運営協議会)

第 44 条 当法人の事業を推進するため、運営協議会を設置することができる。

## 第 9 章 顧問

(顧問)

第 45 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の承認を得てこれを委嘱する。

3 顧問の任期は、第 2 7 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

4 顧問は、当法人の業務遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じる。

## 第 1 0 章 事業本部

(事業本部)

第 46 条 当法人の事務処理及び事業遂行のため、事業本部を設置する。

2 事業本部に、事業本部長及び所要の職員を置く。

3 事業本部長及び職員は、会長が任免する。

4 事業本部の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 1 1 章 附 則

(設立時社員の名称及び住所)

第 47 条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号  
九州旅客鉄道株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号  
一般社団法人九州経済連合会

(設立時役員)

第 48 条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 石原 進、 惣福脇 亨、 野口 和義

設立時監事 森本 廣

設立時代表理事 石原 進  
(会長)

(最初の事業年度)

第 49 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 50 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。